

十方山林道（細見谷林道）すなわち
緑資源幹線林道 大朝・鹿野線 戸河内・吉和区間
（二軒小屋・吉和西工事区間）
環境保全に関する意見書・要望書集

< 資料集 No. 3 >

2005.02.05、意見聴取会における意見陳述（原戸祥次郎）

2005.02.05、意見聴取会における意見陳述（網本えり子）

2005.02.05、意見聴取会における意見陳述（堀啓子）

2005.02.22、意見書の公開、意見聴取会の議事録公開等を求めて（要望書）

緑資源機構理事長伴次雄・検討委員会座長中村慎吾宛

（高木・網本・木村幸子・路子）

2005.02.27、中村慎吾座長の議事運営方法等に対して（抗議書）

林野庁長官・緑資源機構理事長・座長中村慎吾宛

（加藤彰紀・原戸祥次郎）

2005年02月05日（土）には、意見聴取会が開かれ、一般市民にも陳述の機会が与えられた。これに対して市民の側から、意見書（32件）の公開や意見聴取会の議事録公開等を求める要望、あるいは、中村慎吾座長の議事運営方法等に対して抗議がなされた。なお、2月22日要望書については、6月11日文書（5/30付けのお礼と要望）で、改めて具体的な回答を求める要望が再度行われた（資料4）。

2005年2月5日

緑資源機構 環境保全調査検討委員会意見陳述

原戸 祥次郎

場所：ホテルJALCITY広島 シリウスの間 13:30～16:30

私はすべての林道を否定しているわけではありません。しかし日本の財政も地球環境も危機的な状況です、財務省や環境省も常に警告を発しています。このまま進めば子や孫は、莫大な財政の借金と、荒れ果てた自然だけを受け継ぐことになりそうです。ここ細見谷溪畔林は大変ユニークな、そして豊かな自然の残された、西日本では有数の場所です。このように大変貴重な場所に、ほとんどといってよいほど、使い道のない道を、莫大な資金を投入して行われる工事は、中止すべきです。このような立場で話させていただきます。

多くの生態学会の方々は、細見谷の基幹林道化舗装工事が環境に与える影響を危惧し、工事を中止するよう求めています。しかしこの調査検討委員会の発言内容を読ませていただくと、さしたる討論もなく、環境への影響は軽微という結論に落ち着きそうな風向きを感じます。私は、環境に大いに影響ありとする生態学会の意見を支持するものです。しかし今日のたった十分間ほどの通過儀礼的な意見陳述では、とても専門家としての説明は出来ないと考えます。意見書を提出した地質の専門家の方には意見陳述を求めることさえしなかったようです。この評価委員会の委員の方と、工事が環境に与える影響大いにありとする専門家の方たちと、公開の場で討論をする機会を作っていただくことを、まず最初に提案します。討論会の開催をお願いします。

報告書ではほとんどの項目で、環境に与える影響は軽微となっていますが、とんでもないことです。ここに中国新聞の記事があります。

世界遺産彩る特別天然記念物・日光杉並木ピンチ・枯死毎年100本ペース・舗装や排ガスが影響・・・という見出しです。

私はまさにこのことを心配し、林野庁や緑資源公団に工事中止を申し入れてきました。しかしこのことに関しては一切の回答がありません。日光杉並木は一本一千万円で市民に権利を譲り、その資金を杉の保護に当てているそうです。しかしこのようにして、巨額のお金をつぎ込んでも、杉枯れはとまらず、52%の杉が衰弱しているという記事です。日光杉並木以外にも道路建設により周りの木が枯れて言っている事例は、乗鞍、上高地と数多くあります。現に、広島でも臥龍山のブナの立ち枯れは、どのようにしても止まらない、という現実があります。私には、この細見谷の林道だけが、なぜ環境に影響がないとお考えなのか、まったく理解に苦しみます。

温度の変化ひとつとってもそうです。アスファルト舗装を行えば温度が上昇することくらい常識です。その調査すらない、当然のことながら予測もありません。南西限種の動植物もたくさん見つっていますが温度上昇の影響はないとお考えなのでしょうか。

水質の問題もそうです。道路のり面の植栽のために、のり面に肥料を施します。そのため、のり面より下流には、アオミドロが発生しますが、その影響が評価されていません。細見谷は広島県では近頃大変珍しいほど、アオミドロの少ない川です。しかしそれでも下山林道はのり面が多いため、下山林道沿いの溝などには多くのアオミドロが生えています。この工事では多くの、のり面が計画されていますので当然、細見谷にもアオミドロが進出するでしょう。アオミドロが増えると水生生物は一変してしまいますが、それについての予測もありません。委員の皆さんの中には水生生物・水生昆虫に興味のある方はおられないのでしょうか。

専門家による細見谷の調査では、新種の微小貝や植物も発見されています、なぜ詳しい調査も行われず工事の着工を急ぐのでしょうか。また、入り込む人の影響はまったく問題外なのでしょうか。各種のラン、ヤマシャクヤクなどはなぜ影響を受けないとお考えなのでしょうか。

報告書には『影響は軽微』という言葉が多用されています。しかしこの言葉はいかにも不明瞭です。各種類ごとに「竣工10年後にはこの群落がこのようになる」と具体的に示すべきです。そしてこの数値を下回った場合の責任の所在と、復元の方法も示すべきです。これまで、このようないい加減なアセスのため、どれほどの動植物が激減していったことか。委員の方が一番良く知っておられるのではないですか。

地質について。古川耕三氏たちの調査と緑資源機構の調査とでは、地質構造の捉え方がまったく違います。滑落崖(かつらくがい)や地すべり粘度の存在・航空写真の解析などにより「地すべり」と古川氏たちが判断された場所が、緑資源機構の調査では単に「斜面崩壊」となっています。この地すべり地帯のことは地質学会にも発表済みのことである。緑資源機構にも林野庁にも再三申し入れている。にもかかわらず、なぜ「地すべり」をたんなる「斜面崩壊」としているのか科学的根拠のある回答をお願いします。山形の葉山では最新の工法だから絶対大丈夫と大見得を切ったにもかかわらず、道を作ったらすぐ崩れ、作り直しても地滑りは止まらず、下流のダムは土砂で埋まってしまいました。通行止めにしていても年間億単位の維持管理費がかかっていましたね、昨年開通しましたが二ヵ月後にまた崩れました。検討委員の皆さんはご存知ですか。

自然を破壊し、開発して目先の利益を得ることは、まるで代々家に伝わる大切な家宝や着物を二束三文で売り払って小金を得るようなものです。売ってしまえば、もう二度と地元に取り返せません。細見谷は大変価値のある、日本の大切な宝です。地元にとけのこ生活をさせるべきではありません。宝は宝として残したまま、地元が豊かになる道を皆で考えるべきです。熊の問題ひとつとってみても、ここに大きな道を作り車が増えれば、なおさらのこと熊は里に下りて来る事は明白です。この細見谷はこのまま残したほうが吉和のためになります。私たちは細見谷を自然の博物館として残す道を提案しています。

日本生態学会から工事中止の要望が出ています。アフターケア委員会からも何度も計画を中止するよう、要望書が出されました。このたびも多くの方から、計画の中止を求めて意見書が出たと思います。これらの意見書に対する考え方はさまざまでしょう。自然に興味のない方は、些細なことをぐちゃぐちゃと、と思われる方も多いかもれません。

しかし、広島県のレッドデータブック選定委員の方々も、この検討委員会に何人か入っておられます。

細見谷では、新種の貝類も植物も見つかっています、しかしまだ詳しい調査もされていません、工事が始まればすべて消えてしまうでしょう。「オオカミヤトキの二の舞です」

ツキノワグマやクマタカは生き延びることが出来るのですか。それらを「たいしたことないじゃないか、影響は軽微。影響は軽微」と思われる、RED選定委員の方がおられましたら、伏してお願い申し上げます。広島県のRED選定委員をまず辞めていただきたい。

広島県レッドデータブックには「今以上に環境を大切にすることが、私たちに課せられた務めであろう」と記されています。この言葉に私は非常に感激しました。広島県の先生方も捨てたものじゃないと、この本を神棚に祭ってお祈りしていました。この言葉は悔恨を込めた、先生方ご自身の誓いの言葉だと、私はずっとそう思っていました。違っていたのでしょうか。

生き物を愚直にこよなく愛する人こそ私はREDにかかわっていただきたいと切に願います。委員の方々が、自分のお立場よりも、自然を愛する心を持った方たちであることを心から願っています。

最後になりますが、委員の方々は環境負荷に対する、全責任を持って判断を下していただきたいと思います。どうぞ本来のアセスの姿に立ち返り、生態学者としての威信と環境負荷に対する、全責任をもってご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

時間があれば少し追加します、細見谷のすぐ横の中津谷川に沿って走る国道488は舗装していますが、中津谷川は少しの雨でもすぐにごりますし、川には土砂が堆積して昔の淵はすべて埋まりました。中津谷川は溪流でなく溝です。私は川釣りをするので、県内多くの川を見ていますが、大きな構造物があれば、それが何であれ川は駄目になります。私の知る限りすべての川でそうでした。細見谷は大田川では只ひとつ、源流部にほとんど人工物がないと思われる川です。細見谷を始めてみたとき、人工物がないと自然はこんなにも保たれるものなのかと驚嘆しました。委員の皆さんもぜひ、一人で、ゆっくりと十方山林道を歩いて見てください。

2005年2月5日

緑資源機構 環境保全調査検討委員会意見陳述

網本 えり子

環境保全調査報告書案のとりまとめにあたり、意見を申し上げます。

私の意見は大きく二つの観点に分けます。

その第一点は細見谷溪畔林の評価について、第二点は地元廿日市市民として納税者として報告書案をどう捉えるか、ということです。

まず、第一点です、お手元に配布された京大名誉教授河野先生の新聞記事ですが、とてもわかり易く書かれています、心ある市民の共通認識になっている事柄です。このような認識を持って報告書案を読むと、とても同じ地域のことを言っているとは思えないほど、異質な感じがします。それはどうしてなのでしょう。報告書案には動植物の名称がいくつか上げられていますが、ではそれらがどう関連し合って、溪畔林という生き物の世界が成り立って来たのか、そういうことには言及していません。報告書案に欠落しているのはまさにその細見谷溪畔林全体としての、生態学的な評価です。

ここ数年、現地に通い続け、実績をあげている研究者の見解とこの報告書案とは溪畔林への認識において大きなギャップ、があります。個々の動植物の保全策を講じて、全体を大きく捉える目がなければ何の意味もないのです。例えば植物の保全措置については学識経験者の意見を聞いて移植とありますが、日本で植物生態学の第一人者である河野先生に伺えば、一言「お止めなさい！」と言われるでしょう。同じ生育環境に移植するなど出来る訳が無い。生物の、互いの関連性を断ち切り、環境をかえること、それがまさに生態系の破壊ということですよ。

そもそも、保全するといいいながら保全すべき場所の価値が認識されていないのですからなにをか言わんや、です。「工事の影響は軽微と予測される」という表現がいかにも不遜なことかということです。

ここで、検討委員会、および緑資源機構にあらためて、ぜひお答えいただきたい。現在、研究者の中で細見谷溪畔林とはどのような場だと認識され、その価値がどう評価されていると承知されていますか、繰り返しになりますがその点が報告書案には書かれていません。また工事の影響をどのような根拠で軽微といわれるのか、この膨大な報告書の中でわずか十ページのいや、九ページの保全措置で、細見谷の環境を完璧に守れるとお思いでしょうか。

今日の会には、現地を実際に調査研究しておられる方々、また、日本生態学会アフタケア委員会の方々はおられません。是非、保全検討の一環として専門家が一堂に会し、公開で情報交換意見交換をされる場を、緑資源機構として設定していただくようお願いいたします。

現在のような、全てがあいまいで、不十分な認識で工事に着手することなど到底許されないと考えます。

この事業は即刻中止していただきたいと思えます。

2005.2.5

十方山林道環境保全調査報告書（素案）についての追加意見

堀啓子

昨年12月に提出した意見書の21項目に科学的な回答がいただきたい、ただそれだけです。とは申せ、せっかく頂いた機会でございます。学識経験者として選ばれた先生方が纏められた「環境保全調査報告書」に対して、素人の私が意見書を提出するに至った心情を話させて戴きたいと存じます。

意見書を傍聴者様用に20部用意して参りました。議長のご許可がいただければ配布致したいのですが・・・？

1 まず、細見谷について触れたいことがございます。

* 広島県広報誌「すこぶる広島 2004 AUTUMU」には細見谷が下記のように紹介されております。

「広島県では唯一、日本百名谷に選ばれている細見谷。西中国山地の中で、最も深い渓谷といわれ、一步足をふみいれると、川の両側に切り立った岸壁が迫ってくるかのようだ。岸壁をよく見ると、コケがびっしりと覆い、水が幾筋も川へと伝っている。水が豊かなのは、細見谷の両脇の山が広葉樹に覆われているからだろう。浅瀬、深場を繰り返す川の中を歩いていると、水の流れる音、風が木を揺らす音、鳥の鳴き声のみが響く。まさに深山幽谷の世界そのものだ」と渓谷・植物・アマゴの写真等を添え、2ページに亘って紹介されております。

* 桑原良敏は「西中国山地」細見谷の項でこのように記述しております。

「細見谷は流域に田畑も居住家屋もない西中国山地の中で最も深い渓谷である。この長い谷は上流部と下流部を区別して呼んでいる。

上流部は、この山地特有の北東一南西の断層線に沿って刻まれた緩い流れの直線谷で、所々に段丘が残っている。昭和20年代までは、イヌブナ・サワグルミ・トチを主体とした巨木の茂っていた無人境だったが、原在、上流の一部を除いて皆伐されてしまった。目下マゴク口ウ谷落ち口付近より十方南西尾根へ向かって林道[下山林道]が作られつつある。また、この谷は太田川水系でゴギの分布している貴重な渓谷であるが、近頃は魚影を見かけなくなった。・・・

下流部は、断層線に直行する方向に貫入曲流した V 字状の溪谷で、兩岸から本流へ流入小谷の落ち口付近には必ずと言ってよいほど滝があり、浸食の激しいことを物語っている。また本流の兩岸は岸壁となっており、2万5千分の1地図の毛虫記号の多さにも驚かされる。地図には下流部左岸に林道が記入しているが、自然保護団体の要請により現在[*昭和50年代]工事が中止されている。溪谷沿いの道はなく、ヒラメ(アマゴ)釣りの人達、溪谷の遡行を試みる登山者の踏跡が部分的にあるに過ぎない……。」

この本には西中国山地の千メートル以上の山について、山名考察・登路・地名考察・博物誌に、詳細な概念図が添えてあります。桑原が西中国山地の調査をしていた昭和37年の冬、建設されたばかりの「広島山稜会・ひえばた小屋」に於ける正月合宿では、壁に張られた西中国山地の稜線と谷を記入した大きな図を前に、5万分1の地形図の間違いを指摘をしたり、山名・谷名・地名などについて、ケンケンガクガクをしていた記憶がございます。地図と磁石を頼りに西中国山地を歩き廻り・故老から聞き取り調査をし・文献調査等を加えた西中国山地を丸ごと伝えている本であると思っております。個人的な見解である事をお許し頂きますならば、参考文献の多彩さにも畏敬の念を抱いており、私の山のバイブルなのです。

2 私がなぜこのように細見谷に拘るかと言うことについて、申し添えさせていただきます。

* 私は社会人の登山グループである広島山稜会に昭和36年に入会いたしました。昭和36年の「ひえばた小屋建設趣意書」には「郷土の山を地元の山岳団体である我々が放置しておく手はない。恐羅漢山をめぐる山と谷の地形・地質を始め、動植物昆虫を徹底的に調査し、あきらかにすることは郷土山岳団体としてやらねばならぬことだと思っている。小屋はそういった調査の基地として使いたいし、採集品をストックしておきたい……。」とあります。昭和36年～37年の山行では、ドーランを肩に、桑原にくつつき歩いたものですが、その後、子育て・亭主の看病・学資稼ぎに終始したこと、わけても当時の標本を焼却処分した事の無念さを、今痛感しております。

* 細見谷へは昭和37年5月4日、桑原に連れられ3名で立野の堰堤から遡行し十方山林道を二軒小屋まで歩いたのが最初です。2000年8月19日に40年ぶりに再挑戦しましたが、身を切る水の冷たさと、昔以上の溪谷美に日本百名

谷を納得させる素晴らしさを改めて実感いたしました。

* 5年前からの十方山林道調査では、河野昭一・米沢信道・松村雅文・桑田健吾先生等のご指導を受け、植物の写真を撮らせていただいております。

2001年5月に「森と水と土を考える会」主催の「十方山林道ウォーク&調査」に参加以来、年数回の調査をお手伝いしてきました。最初は若い時の夢であった西中国山地の植物調査に関与できるのが単純に嬉しかったのです。

そして調査のベースキャンプとして「ひえばた小屋」をご利用いただけるのが、桑原を含め我々の若い日の夢を実践しているようで嬉しかったのです。しかし、調査を重ねるにつれ、十方山林道沿線の生態系の重要性に比べ、林道の拡幅・舗装の無意味さが見えてきました。

* 昨秋11月、国道488号側から二軒小屋までを30名の方と2台の車に伴奏されて歩きましたが、あの大きな2回の台風で表土が流れ岩盤が露出した場所もありましたが、全員が完歩し、路肩の崩れも些細で車も完走できました。

40数年前は今の地道を、伐採した大木を満載したトラックが走っており、よくその荷台に乗せていただいたものです。作業車は今の道でも十分入れるのではないのでしょうか。

3 終わりに

治りかけた傷口が痒いからといって、瘡蓋を無理にはがすと、皮膚の基底層が破壊され、瘢痕治癒といってケロイド状になり、傷跡が引きつれて醜くなります。今治癒しかけている十方山林道に手を加えれば、醜い傷跡が残るでしょう。瘡蓋は無理に剥がさないで待つ方が、傷口が綺麗に治るように考えております。先生方はお金をかけて再手術をした方が予後が良好だとお考えなのでしょうか。お金がかかり醜い傷跡が残るかもしれない瘢痕治癒よりも、お金がかからず多少時間はかかっても予後の綺麗な自然治癒を選択すべきだとはお考えになりませんか。

報告書にあるような工事法で、この景観が将来的にも破壊されないと、先生方はお考えなのでしょうか。もし、このまま工事が進められ「報告書の中で影響が軽微」と評価された項目について回復不能・あるいは回復に莫大な金を要

するような影響が生じた場合、委員の先生方には、どのような責任があるのでしょうか。委員の先生方にないとするば、誰が責任をどのような形でとられるのでしょうか。明確なお答えをお願いいたします。

2005年2月22日

独立行政法人緑資源機構 理事長 伴 次雄様
緑資源幹線林道大朝・鹿野線戸河内・吉和区間（二軒小屋・吉和西工事区間）
環境保全調査検討委員会 座長 中村 慎吾様

廿日市・自然を考える会 高木 恭代
廿日市・自然を考える会 網本えり子
広島フィールドミュージアム 木村 幸子
広島フィールドミュージアム 木村 路子

**緑資源幹線林道大朝・鹿野線戸河内・吉和区間
（二軒小屋・吉和西工事区間）
環境保全調査検討委員会に関する要望**

検討委員会に関して以下5点を要望いたします。第4回検討委員会での対応を期待しますが、別途、文書でも3月15日までに回答をお願いいたします。

なお、この要望書といただいた回答はインターネットを通じて公開し、各報道機関にも情報提供いたしますのでよろしくをお願いいたします。

要 望

1．中村座長の発言「工事中止の決定をする権限はない」の撤回

2月5日意見聴取会における中村座長の「検討委員会には工事中止の決定をする権限はない」という趣旨の発言の撤回を求めます。

1月11日、廿日市市と広島市の共産党市議会議員団が林野庁と環境省を訪問され、「細見谷を縦貫する緑資源幹線林道建設中止を求める申し入れ」をされました。その際の林野庁側の説明と異なるからです。

同行の金井塚務広島フィールドミュージアム会長によりますと、林野庁の説明は次のとおりです。

林野庁：平成12年度の再評価委員会では、「環境保全に留意して建設」ということを根拠に検討委員会を設置し、計画を推進している。

質問：それは「環境保全は困難、あるいは無理という結論を検討委員会が出せば、計画は中止」と理解してよろしいか？

林野庁：その通りです。

2．検討委員会における検討の基準の確認と公表と遵守

2月5日意見聴取会において、中村座長は、林道建設反対の意見陳述に対しては、「環境調査報告書についての意見だけを述べよ」と発言を制限する一方、賛成派に対しては、意見陳述の大半が環境調査報告書に対する意見ではない「林道が必要な理由」であっても、何ら注意されませんでした。また、ご自身の考えとして「検討委員会は道路を管理する市や林業家の立場も考えて検討しなけ

ればならない」という趣旨の、明らかに環境調査報告書の検討の域を越えた発言を繰り返されました。このことから、傍聴席からも指摘があったように「ダブルスタンダード」の印象の濃い意見聴取会となりました。

検討の基準が恣意的であって、検討の結果が公正であるということはありません。今一度、林野庁を交えて検討委員会における検討の基準を確認し、それを公表し、遵守されることを求めます。

3．意見聴取会における不適切な司会の陳謝

先に述べたように、2月5日意見聴取会における中村座長の司会は極めて不適切なものでした。林野庁の説明によれば、検討委員会は「工事をした場合、環境保全が可能かどうか」を判断するところです。検討委員会の判断が、日本の、さらには全人類の財産である貴重な自然の将来を左右します。司会を担う座長の職責は極めて重大です。

中村座長におかれては、その責任を自覚され、職責に当たられることを求めます。そして、まずは意見聴取会における不適切な司会について陳謝されることを求めます。また、座長の責に耐えないと自覚されるのであれば、早急な辞任を求めます。

4．寄せられた意見32件の公開

昨年12月、貴機構は「緑資源幹線林道大朝・鹿野線戸河内・吉和区間（二軒小屋・吉和西工事区間）環境保全調査報告書（素案）」に対する意見を公募されました。それに対して32件の意見が寄せられたとのことですが、それらすべてについて、全文の公開を求めます。

それらの意見に基づいて第4回検討委員会の検討が行われるとのことですから、それらの意見は第4回検討委員会の基本的な資料、すなわち基本的な情報です。検討委員会における検討の正当性を保証するために、基本的な情報の公開は必要不可欠です。

なお、貴機構の意見募集の「お知らせ」に次のような一文がありますので、意見を寄せられた方の異存はないはずです。

～提出していただいた意見については、提出者の名前を無記名とするとともに、その意見の内容について第4回委員会の資料として提出した上、これを公開する場合があります。～

5．意見聴取会の議事録の公開

2月5日開催の意見聴取会の議事録の公開を求めます。

「意見聴取会での意見交換に基づき第4回検討委員会で検討する」とのことですから、意見聴取会の議事録が作成され、それに基づいて「まとめ」が作成され、それに基づいて第4回検討委員会での検討が行われることと存じます。基本的な資料、すなわち基本的な情報である議事録の公開は、検討委員会の検討の正当性を保証するために必要不可欠です。

なお、議事録作成に際しては、発言者全員による議事録案の点検をお願いします。

2005年2月27日

抗議書

林野庁長官 前田直登様
独立行政法人 緑資源機構 理事長 伴 次雄様
緑資源幹線林道大朝・鹿野線戸河内・吉和区間（二軒小屋・吉和西工事区間）
環境保全調査検討委員会 座長 中村 慎吾様

大規模林道問題全国ネットワーク 事務局長 加藤 彰紀
森と水と土を考える会 会長 原戸 祥次郎

私たちには一人の友人がいます。彼は細見谷の自然を心から愛しており、自分の大病も省みず、私たちの再三の療養の要請も「今は調査のほうを優先したい」との理由で退けて、専門家とともに情熱を傾けて生態調査を続けました。今、彼は入院し命を懸け病と闘っています。私は彼の、自然に対する深い愛情を思う時、検討委員会のありようと、委員の自然に対する傲慢とも受け止められる発言を、許す事が出来ません。

よって、緑資源幹線林道大朝・鹿野線戸河内・吉和区間（二軒小屋・吉和西工事区間）環境保全調査検討委員会について、断固下記のことを抗議いたします。

記

中村慎吾座長の「この委員会では林道の是非についての審議は任されていない」「林道建設を前提条件とした検討委員会である」発言について抗議します。

当然のことながら環境影響評価検討委員会は、環境に対する影響の側面から当該工事の是非を問うものです。当委員会も同じ性格を持つものと私たちは理解しています。1月11日廿日市市会議員団にも「環境保全は困難と検討委員会が結論を出せば計画は中止」と林野庁は発言していると聞き及んでいます。

しかるに中村慎吾座長は第二回検討委員会においても、2月5日の意見聴取の会においても「林道の是非についての審議は任されていない」など、まったく国民を愚弄する発言をしています。

この発言に抗議するとともに、当検討委員会が「林道の是非についての審議が任されていない」のかどうか、回答をお願いします。

2月5日の意見陳述の会において、中村慎吾座長があからさまな林道建設反対意見潰しの議事運営を行った事について、抗議します。

廿日市市役所吉和出張所長、川崎康司氏の「観光のために林道は必要」などの意見陳述は、うなずき聞きながら、原戸の反対意見陳述が始まるやいなや、意見の導入部分でわざわざ原戸の発言を制止し、環境問題だけの発言をするよう求め、原戸の発言を萎縮させた。また傍聴席からの意見発表の折にも反対意見陳述の者には再三、環境問題に絞った発言を求めたにもかかわらず、中村慎

吾座長自らは「地元の林業や観光などの事情も考慮する必要がある」と再三発言するなどしました。

傍聴していた松本大輔議員からも「工事の利害関係者の存在や産業振興といった観点にまったくとらわれることなく、もっぱら中立的立場から、学究的見地から環境の影響を検証して欲しい」という発言もあったごとく、意見聴取の会はまったく、アンフェアな委員会運営であった。意見聴取の会の運営に対し抗議をするとともに、改めてフェアな、しかも細見谷の研究者を含めた討論の場を開く事を求めます。

12月に、検討委員会から市民の意見を求めておきながら、どのような意見が提出されたかさえ公表しない、回答もしないとの発言が、座長からなされた。これは全く国民を愚弄しているとしか考えられない。強く抗議するとともに、意見陳述の会の議事録公開、提出された意見書の公表、意見書に対する回答を強く求めます。

会場の木村さんからの「細見谷の水は雨が降っても濁りません、ビデオにも撮っています。調査はしましたか」という発言にも、堀さんの「台風の時にも濁りません」という発言にも、中村座長は調査をしたとも、していないともはっきり答えず、「あそこは濁るような場所だ」と、学者とは思えない答えを繰り返しました。

「環境への影響を検討する委員会」(中村座長発言)であるならば、このような意見が提出された場合、今一度、雨の日の水質調査を行うのがごく当然です。工事中の、また工事後の、雨の日の水質の変化は何を基準に比較するつもりなのでしょうか。この座長発言は委員会のいい加減さを端的に表しています。松本大輔議員の発言したごとく、「もし調査が不十分であるならば、これとこれの資料を出せと、むしろ緑資源機構につき返して欲しい」とはあの意見陳述の場に臨席した、ほとんどの市民の方々の思いでしょう。

緑資源機構の不十分な調査と、不十分な調査を指摘されながらもその指摘を無視しようとする委員会に、断固抗議するとともに、緑資源機構に対し調査のやり直しを求めます。

一昨年12月、衆議院会館において佐藤謙一郎衆議院議員他多くの議員、および秘書の臨席の下、私どもは当該工事について林野庁に申し入れを行いました。その時、溪畔林部分については林道の拡幅はしない、という事は林野庁から発言がありました。私どもからは舗装等の林道工事の中止を求めました。私どもの申し入れは、この林道計画にどのように反映されたのでしょうか。2月5日の意見陳述の折、委員からは「検討委員の進言によりこのような計画に直させた」との発言がありました。もしそうであるならば私どもの申し入れも、林野庁の発言も全く計画に反映されていなかった事になります。

私どもの申し入れ、及び林野庁の発言が全く計画に反映されていなかった事に強く抗議を致します。また、当検討委員会に提出された当初案の開示を求めます。

以上五項目について3月15日までに下の連絡先へご回答下さい。

連絡先 森と水と土を考える会、会長 原戸祥次郎